

1 日進市自治基本条例（平成 19 年 10 月施行）

国や県との適切な役割分担のもと、市民参加、協働を柱とする「市民主体の自治」の実現を目指し制定。

2 日進市市民参加及び市民自治活動条例（平成 24 年 10 月施行）

自治基本条例の規定に基づき、推進の柱となる「市民参加」と「協働」について必要なルールを定めるために制定。

3 日進市自治推進委員会による協議及び評価

- ・自治基本条例の遵守及び見直し、並びにその他自治の推進に関する重要事項の調査審議（自治推進委員会条例第 2 条）。
- ・市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の協議及び定期的な評価（市民参加及び市民自治活動条例（以下「条例」という。）第 27 条）。

4 第 3 期（平成 24～25 年度）自治推進委員会

条例に規定する定期的な評価方法についての答申（平成 26 年 1 月 31 日）

（1）市民参加の評価方法について

現時点では、市民参加手続の対象事項の手続が 2 つ以上の方法で実施されているかを、当該年度の実施予定及び前年度の実施状況等の取りまとめを基に確認する。

ただし、数年後においては、対象事項の性質や市民への影響、市民の関心度を考慮して、目的に応じた有効で最も効果的と思われる手続の組み合わせや質についても検証できるよう整理を進める必要がある。

※市民参加手続の実施予定及び実施状況については毎年度公表（条例 9 条）。

（2）市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価方法について

現時点では、条例第 21 条の規定に基づき、市の執行機関が行うべき支援等についての評価とするが、評価指標を定め、あわせて検討・評価していく必要がある。

ただし、今後は、テーマ型と地縁型のコミュニティなど対象に応じた支援等の整理のほか、市の執行機関の施策だけではなく、複数年かけて市民自治活動の状況把握を進めるとともに、市民が市民自治活動の状況を把握できる基礎となるような定量的な指標のほか、定性的な指標の設定に努めていただき、あわせて検討・評価していく必要がある。

5 第4期（平成26～27年度）自治推進委員会

諮問（平成26年10月31日付け26日企第660号「条例第27条の規定に基づく定期的な評価について」）に基づく協議。

- （1）市民参加の評価について
- （2）市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価について

6 5（1）市民参加の評価について

（1）市民参加の手続の対象

基本として、条例第7条第1項に規定される事項（※第2回委員会資料参照）。

なお、条例第7条第1項第1号の対象事項については、パブリックコメント手続が必須となります（条例施行規則第20条）。

（2）条例で規定する市民参加手続

- | | | |
|--------|----------|--------------|
| ①附属機関等 | ②ワークショップ | ③パブリックコメント手続 |
| ④意向調査 | ⑤説明会等 | ⑥その他 |

（3）評価について（案）

①市民参加手続実施の確認

毎年4月以降に実施する「当該年度実施予定及び前年度実施状況」の取りまとめを基に、市民参加手続が2つ以上の方法で実施されているかを確認。

②手続の組み合わせや質についての検証にあたって

- ・市から市民への一方通行に近い手続の組み合わせが行われている場合、偏らないように周知を行う。
- ・今後、質の検証を行っていくにあたり、手続の実施方法について定期的に周知を図り、一つ一つの手続きについての再確認をしてもらう。